



課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
大阪	所得税		国(宇治税務署長事務承継者伏見税務署長)	完結	・ 本件記当所得は所得税法9条1項16号の規定により非課税となるか否か ・ 譲渡をした資産が複数ある場合における租税特別措置法39条8項で定める「譲渡をした資産ごとに計算する」方法とは、具体的にどのような資産ごとに行う計算方法か ・ 平成29年分更正処分における措置法39条1項の計算に係る理由付記に不備があるか否か ・ 相続人間で遺産分割を了していない相続財産を財産債務調査に記載する必要があるか否か	28 29	1	村上松務官 比嘉実査官	大阪地方2		R2.10.12	R3.11.26	棄却	大阪高等11		R3.12.6	相手側	R6.1.18	棄却	最高二小		R6.1.29	相手側	R6.12.6	棄却	
名古屋	贈与税		国(沼津税務署長)	未確定	本件各金員は、本件関係人が原告に対して贈与したものと否か。 本件関係人は、相続税法21条の3第1項2号に規定する「扶養義務者」に該当するか否か。	24~29	2	小畑松務官 長谷川専門官 服部実査官	静岡地方2		R2.10.15	R6.3.14	一部敗訴	東京高等7		R6.3.27	相手側	R6.12.12	全部敗訴							
大阪	法人税		国(東山税務署長)	完結	本件役員給与には、不相当に高額な部分として損金算入されない金額(法人税法第34条第2項)があるか	25/9~ 28/9 28/12	2	福田松務官 川上実査官	東京地方2		R2.11.30	R5.3.23	棄却	東京高等24		R5.4.4	相手側	R6.1.18	棄却	最高一小		R6.2.1	相手側	R6.12.12	棄却	
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属	(1) 相手側が行った外国通貨から他の外国通貨への交換及び外国通貨による有価証券の購入から生じた為替差損益は、相手側の所得として認識されるか。 (2) 相手側が上記の為替差損益を所得として申告しなかったことにつき、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。 (3) 本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。	26, 27	2	榎原松務官 秋山主査	東京地方3		R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20		R4.9.26	相手側	R5.5.24	棄却	最高三小		R5.6.16	相手側			
仙台	相続税		国(仙台北税務署長)	完結	評価通達6項により同族会社の株式を評価したことが適法か否か。	26	1	鈴木主任松務官 加藤松務官 尾崎実査官	東京地方51		R3.1.26	R6.1.18	全部敗訴	東京高等12		R6.1.31	国側	R6.8.28	棄却							
関信	消費税		国(桐生税務署長)	係属	原告が行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分の課税標準額の算出は、消費税法施行令45条3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当するか否か。	28/3 ~ 31/3	3	三田村主任松務官 角木総括主査 土屋連絡調整官	東京地方51		R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24		R5.6.8	相手側	R6.5.30	棄却	最高二小		R6.6.12	相手側			
東京	所得税		国(目黒税務署長)	完結	(1) 原告が発行会社から与えられた株式を取得する権利(本件権利)の付与は、所得税法施行令84条5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合(有利な金額で株式を取得する場合)に該当するか否か。 (2) 仮に本件権利の付与が有利な金額で株式を取得する場合に該当する場合、本件権利の行使による経済的利益の価額は幾らか(当該経済的利益の価額を計算する際の株式の価格(株式の時価)は幾らか)。 本件における各更正請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか。(消費税)	25	2	柏田松務官 里西実査官	東京地方3		R3.4.5	R4.12.21	棄却	東京高等5		R5.1.3	相手側	R5.8.2	棄却	最高一小		R5.8.15	相手側	R6.8.29	棄却	
東京	法人税		国(神田税務署長)	係属	本件における各更正請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか。(消費税)	26/7 ~ 30/7	1	小崎松務官 阿部実査官	東京地方51		R3.4.14	R5.2.21	棄却	東京高等7		R5.3.6	相手側									
仙台	法人税		国(仙台北税務署長事務承継者仙台中税務署長)	係属	消費税 外注費の過大計上、横領損失計上漏れ及び損害賠償請求権計上漏れに対する更正処分及び加重算税賦課の適否	24/9~ 29/9	1	鈴木主任松務官 長内松務官 尾崎実査官	仙台地方2		R3.4.19	R5.12.25	一部敗訴	仙台高等1		R6.1.9	国側	R6.6.4	全勝	最高二小		R6.6.17	相手側	R6.12.13	不受理	
東京	法人税		国(新宿税務署長)	係属	処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	24/3 ~ 26/3	3	田畑松務官 和田実査官	東京地方51		R3.4.28															
東京	法人税		国(東京上野税務署長)	係属	相手側が同日付で順位を付して行った二段階の合併(本件各合併)は、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」(不当性要件)に該当するか否か	29/3	3	小崎松務官 野本専門官	東京地方3		R3.4.30	R6.9.27	全部敗訴	東京高等		R6.10.10	国側									
広島	法人税		国(廿日市税務署長)	完結	地上権設定契約に基づく権利金5億円を所得金額に計上すべきか否か 権利金を計上しなかったことは、原告の隠蔽と評価すべき行為に該当するか否か	30/3	2	村岡松務官 赤代専門官 山口実査官 高橋実査官	広島地方2		R3.5.31	R5.7.31	棄却	広島高等3		R5.8.7	相手側	R6.4.17	棄却	広島高等3		R6.4.26	相手側	R6.5.1	移管	
熊本	所得税		国(菊池税務署長)	係属	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	25	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方2		R3.6.2	R6.2.28	却下棄却	福岡高等4		R6.3.15	相手側	R6.10.2	棄却	福岡高等4		R6.10.18	相手側			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	
東京	法人税		国(横須賀税務署長)	係属	(1) 相手側の役員が負った第三者に対する損害賠償金等は、本件各事業年度の法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されるか否か。 (2) 上記損害賠償金に係る訴訟費用(弁護士費用)は、本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か。 (3) 上記損害賠償金等について、相手側に源泉徴収義務があるか否か。(消費税)	26/9、28/9	1	植原松務官 廣川実査官	横浜地方1	R3.6.9	R6.1.17	棄却	東京高等15	R6.1.29	相手側	R6.9.4	棄却	最高一小		R6.9.18	相手側		
福岡	法人税		国(行橋税務署長)	完結	青色申告承認取消処分(2期連続期限後申告となったことに納税者の責めに帰すべき事由があるか否か)	1/6	1	松隈松務官 菊元実査官	福岡地方1	R3.6.25	R4.12.14	棄却	福岡高等4	R4.12.20	相手側	R5.6.30	棄却	最高三小		R5.7.11	相手側	R6.5.7	棄却
福岡	所得税(繰渡)		国(八幡税務署長)	未確定	①原告が過去に支出した借入金利息等の取得費該当性 ②原告が取得した資産の措置法第37条適用の可否(本人訴訟)	25	1	酒井松務官 田中実査官	福岡地方1	R3.8.3	R6.5.15	一部敗訴	福岡高等1	R6.5.28	相手側	R6.12.11	棄却						
大阪	所得税		国(西税務署長事務承継者北税務署長)	係属	外国子会社合算税制の適用の可否(①居住者該当性、②特定外国子会社該当性、③適用対象金額を算出する際、合算課税されていない他の特定外国子会社からの配当を控除すべきか否か)	25~29	2	檜垣松務官 梅里実査官 木山実査官	大阪地方2	R3.8.3	R6.1.31	棄却	大阪高等3	R6.2.8	相手側								
福岡	所得税		国(久留米税務署長)	係属	① 事業所得の推計方法の合理性(推計事業)(消費税) ② 調査終了の際の手続の違法性 ③ 決定処分は理由附記不備か否か	26~30	1	酒井松務官 金谷主査	福岡地方1	R3.8.19	R6.7.17	一部敗訴	福岡高等3	R6.7.26	相手側								
名古屋	法人税		国(名古屋西税務署長)・国(熱田税務署長事務承継者名古屋西税務署長)	係属	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。(消費税)	27/3~30/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38	R3.8.31													
大阪	所得税		国(姫路税務署長)	完結	調査手続に違法があるか否か(消費税、推計事業)	26~29	1	杉浦松務官 日高実査官 荒木実査官	神戸地方2	R3.9.17	R6.1.30	棄却	大阪高等2	R6.2.9	相手側	R6.4.23	取下げ						
広島	所得税		国(岡山東税務署長)	完結	原告の本件年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押えられた給与の額を控除金額から差し引くべきか否か(本人訴訟)	30	1	高橋松務官 井上実査官 福本実査官	東京地方38	R3.9.22	R5.1.17	棄却	東京高等7	R5.2.3	相手側	R6.3.5	棄却	最高一小		R6.3.19	相手側	R6.8.19	棄却
金沢	国賠		国	係属	納税者所有の田畑への立入行為により、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。(請求金額5,500千円、仮執行宣言あり)	-	1	松田主任松務官 神下松務官 葉澤実査官	東京地方37	R3.9.28	R6.10.22	棄却											
大阪	法人税		国(門真税務署長)	係属	① 国外関連業者に対する株式の譲渡に際し、寄附金課税よりも移転価格税制が優先的に適用されるか否か ② 本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か否か 1 本件更正処分(通知書)に理由附記の不備に係る違法性があるか否か 2 本件分配金に本件各新規預金に係る利息等が含まれているか否か 3 刑事裁判及び民事裁判に係る弁護士費用の全額は、本件遅延損害金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるか	29/3	3	小磯松務官 河嶋実査官 川上実査官	東京地方3	R3.9.27													
大阪	所得税		国(芦屋税務署長)	完結	1 本件更正処分(通知書)に理由附記の不備に係る違法性があるか否か 2 本件分配金に本件各新規預金に係る利息等が含まれているか否か 3 刑事裁判及び民事裁判に係る弁護士費用の全額は、本件遅延損害金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるか	26	1	檜垣松務官 木山実査官 梅里実査官	東京地方51	R3.10.6	R5.11.30	棄却	東京高等10	R5.12.13	相手側	R6.8.8	棄却						
東京	所得税		国(京橋税務署長)	完結	本件競馬所得(競馬の馬券の的中によって得た払戻金に係る所得)は、事業所得、一時所得又は雑所得のいずれに該当するか	26~28	1	伊藤主任松務官 佐藤実査官	東京地方3	R3.10.8	R5.7.28	棄却	東京高等11	R5.9.10	相手側	R6.2.14	棄却	最高二小		R6.2.22	相手側	R6.7.19	棄却
金沢	法人税		国(金沢税務署長)	係属	原告が土地建物を取得した後、当該建物を取り壊して損金に算入した取得費は、当該土地の取得費に含めるべきか、否か	31/4	3	松田主任松務官 神下松務官 葉澤実査官	東京地方3	R3.10.21	R6.11.13	棄却											
東京	消費税		国(麹町税務署長)	係属	相手側が取得した物流施設は消費税法上の「棚卸資産」に該当し、同施設に係る消費税額が、消費税法36条5項により控除対象となる課税仕入れに含まれないこととなるか否か	28/10	3	島田松務官 吉川実査官	東京地方51	R3.10.26	R5.9.8	棄却	東京高等16	R5.9.21	相手側	R6.4.11	棄却	最高二小		R6.4.24	相手側		
福岡	法人税		国(飯塚税務署長)	未確定	工事代金として支払った金員は「寄附金」に該当するか否か(消費税)	29/3~30/3	1	田中松務官 金谷主査	福岡地方1	R3.12.3	R6.5.29	棄却	福岡高等3	R6.6.10	相手側	R6.12.19	棄却						
大阪	国賠		国	完結	本件において、国賠法1条1項の損害賠償が認められるか否か。(請求金額2,200千円、仮執行宣言あり)	-	1	藤松務官 比嘉実査官	神戸地方姫路支部	R3.12.8	R6.1.22	棄却	大阪高等6	R6.2.1	相手側	R6.10.4	棄却						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等				第一審			控訴審			上告審													
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果			
沖縄	消費税		国(那覇税務署長)	係属	1 本件各員は、課税仕入に係る支払対価に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法39条1項に規定する「先上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	27/3~30/3	3	廣瀬松務官 亀里実査官 比嘉実査官	那覇地方1		R3.12.22															
仙台	所得税(源泉)		国(仙台中税務署長)	係属	消費税・法人税 原告のキャバクラ店に勤務するホステスに対し支払った金銭の給与所得該当性	22/2~26/2	1	長内松務官 佐藤専門官 今野実査官	仙台地方3		R3.12.27															
沖縄	消費税		国(那覇税務署長)	係属	1 本件管理規約の改定及び本件覚書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約1に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2~30/2	3	廣瀬松務官 亀里実査官 比嘉実査官	那覇地方1		R3.12.28															
大阪	国賠		国	完結	違法な税務調査により、国賠法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金額2,200千円、仮執行宣言なし)	-	1	杉浦松務官 日高実査官 荒木実査官	神戸地方2		R4.1.28	R6.1.30	棄却	大阪高等2		R6.2.7		相手側	R6.4.23	取下げ						
大阪	法人税		国(下京税務署長)	完結	原告が支払った市場調査費、任意団体の会費及び組合専従者への給与は、寄附金に該当するか否か。(消費税)	27/3~30/3	1	上田松務官 田中実査官	大阪地方2		R4.2.8	R6.3.15	棄却													
関西	相続税		国(松本税務署長)	係属	株式の評価方法について 本件株式に適用される評価通達に定める評価方法本件株式を評価通達の定めにより評価することが著しく不相当と認められる特別な事情があるか。	25	2	藤原松務官 戸前専門官 竹倉実査官	東京地方38		R4.2.28															
大阪	国賠		国	完結	調査担当者の行為に国賠法上の違法性が認められるか。 (請求金額715千円、仮執行宣言あり)	-	1	松帆松務官 菊池実査官	大阪地方7		R4.4.19	R6.5.16	棄却													
福岡	法人税		国(久留米税務署長)	未確定	①本件青色申告承認取消処分の適法性 ②輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④調査手続の適法性(消費税)	27/6~1/12	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1		R4.4.22	R6.12.11	棄却													
大阪	所得税		国(東住吉税務署長)	係属	1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正買料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の是認通知と矛盾して信義則に反する違法なものか否か。(消費税)	27~29	1	長井松務官 荒木実査官 木山実査官	大阪地方2		R4.5.2	R6.3.13	一部敗訴	大阪高等1		R6.3.26		国側								
東京	所得税		国(川崎北税務署長)	完結	扶養親族の判定時期をその年の12月31日の現況によるとする所得税法85条の規定のうち、19歳未満の控除対象扶養親族と特定扶養親族の年齢判定について、同じ学年に属する早生まれの子と生まれの子の適用が異なることは、憲法14条1項に違反するか否か。 (本人訴訟)	29.2	1	原松務官 福田実査官	東京地方38		R4.5.10	R6.1.12	棄却	東京高等4		R6.1.30		相手側	R6.5.23	棄却	最高一小		R6.6.10	相手側	R6.10.17	棄却
名古屋	相続税		国(津税務署長)	完結	本件生活保障費用は、相続税法13条1項に規定する債務控除の対象となるか。 本件死亡保険金及び本件預金利息並びに本件死亡退職手当の各2分の1相当額は、本件相続に係る相続財産の金額から減額できるか否か。	1	1	奥野松務官 瀬川実査官	津地方		R4.5.16	R5.1.19	却下 棄却	名古屋高等2		R5.1.31		相手側	R5.9.6	棄却	最高三小		R5.9.19	相手側	R6.4.17	棄却
名古屋	所得税		国(昭和税務署長)	完結	本人訴訟 本件所得1は、事業所得又は給与所得いずれに該当するか。 本件所得2は、事業所得又は雑所得いずれに該当するか。	28~30	1	三島松務官 星野実査官	名古屋地方9		R4.5.22	R5.6.22	棄却	名古屋高等3		R5.6.30		相手側	R5.11.24	棄却	最高三小		R5.12.17	相手側	R6.5.8	棄却
東京	法人税		国(南税務署長事務承継者越町税務署長)	係属	処分行政庁が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	19/3~24/3	3	相川松務官 荒木実査官	東京地方51		R4.5.27															
関西	所得税		国(新発田税務署長)	完結	本件寄附金が租税特別措置法第41条の18第1項に規定する寄附金控除に該当するか否か。 (本人訴訟)	2	1	津久井松務官 伊原実査官 益子実査官	新潟地方2		R4.5.30	R5.2.27	棄却	東京高等5		R5.3.7		相手側	R5.11.29	棄却	最高三小		R5.12.6	相手側	R6.4.24	棄却



課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	争点等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
福岡	消費税		国(久留米税務署長)	未確定	本件消費税更正等各処分の適法性 ①消費税法施行規則5条の合憲性及び適法性 ②本件送付取引が本邦からの輸出として行われる資産の譲渡(消費税法7条1項1号)に該当するか否か ③本件各処分的前提となる税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か ④本件各処分に係る理由附記が違法であるか否か	元/6	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1		R4.8.22	R6.6.5	棄却	福岡高等1		R6.6.19	相手側	R6.12.3	棄却							
東京	法人税		国(四谷税務署長)	完結	(1) 無予告調査における代表者自宅玄関前での立入要求及びリビングルームへの立入行為は、調査権限を逸脱する違法・不当な税務調査であったか否か。 (2) 納税者からの抗議文書に対する税務署長名での書面回答を帳簿等の提示のための条件とすることは、法人税法127条1項1号の「帳簿書類の備付け、記録又は保存が(中略)行われていないこと」及び消費税法30条7項の「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当するか否か。 (消費税)	27/3~ 31/3	1	高橋松務官 竹本実査官	東京地方3		R4.9.2	R6.5.29	棄却													
名古屋	消費税		国(岐阜北税務署長)	完結	本件各取引等金額は、原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」(消費税法第30条1項)に該当するか否か。 原告に国税通則法第68条第1項に規定される事実の仮説があったか否か。	2/6、2/7	1	片岡松務官 水谷実査官	名古屋地方9		R4.9.2	R6.4.25	棄却													
広島	所得税		国(岡山東税務署長)	保属	原告の本件年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か (本人訴訟)	1	1	高橋松務官 井上実査官 福本実査官	東京地方38		R4.9.5	R5.8.1	棄却	東京高等8		R5.8.20	相手側	R6.11.28	棄却							
大阪	相続税		国(伏見税務署長)	保属	本件更正処分における理由の提示は、行政手続法14条1項本文が要求する理由の提示として不備があるか否か	28	2	巽松務官 土黒実査官 西田実査官	京都地方3		R4.9.13	R6.9.26	棄却	大阪高等14		R6.10.9	相手側									
大阪	国賠		国	完結	本件において、国賠法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金額35千円、仮執行宣言あり)	-	1	巽松務官 比嘉実査官	神戸地方姫路支部		R4.9.14	R6.1.22	棄却	大阪高等6		R6.2.1	相手側	R6.10.4	棄却							
大阪	所得税		国(伏見税務署長)	保属	1 本件信託は、本件被相続人を受益者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受益者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したことは、贈与に当たるか否か (相続税)	27~28	2	岡田松務官 比嘉実査官 伊藤実査官	大阪地方7		R4.9.15															
札幌	法人税		国(小樽税務署長)	保属	原告の所有する土地の譲渡に係る収益の計上時期(引渡しの日)はいつか (消費税)	30/12	1	高山松務官 後藤実査官	札幌地方2		R4.9.15	R6.2.5	棄却	札幌高等2		R6.2.19	相手側	R6.11.8	棄却							
東京	所得税		国(麻布税務署長)	保属	相手側が行った外貨種取引のうち、米国内に所在する不動産を米ドル建ての借入金を原資として取得した取引において、相手側に為替損益が生じたか否か。	29、30	1	藤崎松務官 森西主査	東京地方3		R4.9.16															
仙台	法人税		国(黒石税務署長)	保属	1 本件看護専門学校事業は収益事業に該当するか否か 2 特例民法法人から一般財団法人への移行後において、非営利型法人に該当するか否か	23/12 27/12 ~ 30/12	1	鈴木主任松務課長 内松務官 尾崎実査官	青森地方2		R4.9.18	R6.7.19	棄却	仙台高等1		R6.8.3	相手側									
東京	所得税		国(千葉南税務署長)	保属	相手側が原処分当時理事長を務めていた2つの学校法人が、平成29年分及び同30年分に関連法人に支払った各金員のうち、ほぼ同日に、当該関連法人から相手側名義の口座に送金された各金員は、当該学校法人から相手側に対する給与(賞与)に該当するか否か。	29~1	2	佐藤松務官 佐藤実査官	東京地方38		R4.9.21															
関信	所得税		国(春日部税務署長)	保属	保有する暗号資産等を他の暗号資産等に交換した際に生じた損益が課税対象となるか否か。	29	2	深澤松務官 岡田専門官 富山実査官	東京地方51		R4.9.27															
名古屋	所得税		国(菟塚税務署長事務承継者大月税務署長再事務承継者沼津税務署長)	保属	1 本件訴訟は、出訴期間内にされたものか否か、又は、出訴期間を逸脱していたことにつき、正当な理由が存するか否か 2 本件訴訟に、裁決を経ないことにつき正当な理由が存するか否か 3 各処分に係る通知書の送達に、当該各処分を無効又は違法とする事由が存するか否か (本人訴訟)(消費税) (請求金額:30,000千円、仮執行宣言あり)	26~30	1	小畑松務官 服部実査官	東京地方38		R4.10.11	R5.9.12	却下 棄却	東京高等22		R5.9.24	相手側	R6.5.8	棄却	最高二小		R6.5.23		相手側		



























